

岩手県告示第542号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年9月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 田村電機株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第8地割149番地1
 - ウ 代表者の氏名 田村祐一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第3807号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年9月27日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年9月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社アタカ
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字下矢次第2地割23番地
 - ウ 代表者の氏名 徳永美佳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－5）第20573号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年9月26日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年9月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社誠建
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字富岡100番地1
 - ウ 代表者の氏名 和泉壽生
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－6）第90175号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年9月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年10月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社福土工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町飯岡第7地割14番地
 - ウ 代表者の氏名 福士正一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第120053号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年10月3日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止し

た旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年9月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社いわい

イ 主たる営業所の所在地 一関市旭町1番6号

ウ 代表者の氏名 佐々木昭彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(特一4)第925号

(3) 処分の内容 建築工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年9月19日付けで建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。